

豊橋市動物愛護センター（仮称）猫モデルルーム ネーミングライツパートナー質問回答

No.	質問	回答
①	契約期間は5年以上10年未満とありますが、契約更新に関する条件はありますか。契約途中での名称変更や、止むを得ない事情での契約解除は可能ですか。また、その際の取り扱いが決まっていますか。	【契約更新に関する条件】 ネーミングライツパートナーには、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他社に優先して市と交渉できる権利）がありますが、契約更新に関する条件は、必要に応じて契約の詳細に関する協議の中で決定します。（募集要項「8. その他」参照）
		【契約途中での名称変更の可否】 契約締結後の愛称変更は原則できませんが、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。 （募集要項「3. 募集概要（5）標示に係る条件」参照）
		【契約解除の可否】 ネーミングライツパートナー契約締結後に応募資格を欠くことが判明した場合、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、又はネーミングライツパートナーの事情・瑕疵により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとしています。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとなります。 （ネーミングライツ導入に関するガイドラインの「14 契約解除」参照）
②	ネーミングライツに使用できる言葉・表現に制限はありますか。（商標・広告表現等）	募集要項「3. 募集概要（4）愛称に係る条件、（5）標示に係る条件」をご参照ください。
③	C S R活動と連携した広報活動（ホームページやSNSへの掲載）について何か制限はありますか。	広報活動については、契約の詳細に関する協議の中で決定します。
④	費用支払いのタイミングはいつ頃になりますか。	ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細は、協議の上、決定します。 （募集要項「8. その他」参照）